

一人ひとりが輝くまち

2003~2012
国連識字の10年

みなが教育のために

事件報道から考える

「地域まなび」で見守り

広島市内の小学1年生
 女児が下校途中に被害さ
 れた事件は、また私たち
 の記憶に新しいところで
 す。子どもたちが犯罪の被害
 に遭う事件が後を絶ちません。

悲惨な事件の報道に加え、
 「怪しい人や変な人がいた」と
 という声が聞こえてくるたびに、
 子どもたちは犯罪者の影におび
 え、見知らぬ人に対し、心を閉
 ざしがちになります。

子どもたちを守るためには、
 不審者情報に気を配ることも一
 つの方法ですが、地域が一体と
 なって、犯罪が起きやすい場所
 を子どもたちに教えたり、改善
 することも大切です。誰でも入
 りやすく、周りから見えにくい
 ところが、犯罪が起きやすい場
 所とされています。

こうした危険が所での重点的
 な見守りや環境改善、子どもた
 ちとの交流により、地域は犯罪
 者の入りにくい安全な環境へと
 変えることができます。また地
 域の人に見守られているという
 安心感から、子どもたちは人を
 信じる心を取り戻していきま
 す。

見守り活動を通して、大人は
 地域コミュニティの大切さを再
 確認し、子どもたちは人を信じ
 ることの大切さだけでなく、
 命の重みや人権の尊さを学んで
 いくのです。

子どもたちの未来が、大切な
 命が、奪われることのないよ
 う、子どもたちを健やかに育ん
 でいく地域をつくるのが私た
 ち大人の役目です。

(人権啓発広報編集委員会)

人権標語

(中学3年生の作品)

みんなの心 ひとつにつなげて なくそう差別



相談内容

電話で、石油の先物取引を
 勧められ、今まで経験はな
 かったが、営業担当者に「損は
 させない」「必ずもうかる」と
 言われ、信用して最初120
 万円を支払って始めた。とこ
 ろが、「損が出た」と言われ、
 損を取り戻してやめるつもり
 で、その後100万円を支払
 った。しかし、さらに追加で
 100万円請求され、これ以
 上支払えないので取引引きを
 やめた。

アドバイス

商品先物取引とは、将来の
 一定時期に物を買ったり売つ
 たりすることを約束して、そ
 の価格を今の時点であらかじ
 め決めて契約をする取引引き
 です。

投資資金(委託証拠金)の10
 倍から20倍の額の商品を取り
 引きできるため、わずかな値
 動きで多額の利益になること
 もありますが、逆に多額の損
 失となる危険性もあります。
 また、売買のたびに取引手数

「損はさせない」と
言われたのに…

料を支払う必要があります。
 国内先物取引については、
 商品取引所法で規制されてお
 り、予測できない将来の商品
 取引に対して、「必ずもうか
 る」などと断定的なことを言
 って勧誘することを禁止して
 います。

相談者には、先物取引の危
 険性を説明し、早急に手じま
 い(取引終了)するように助言
 しました。

商品先物取引は、仕組みが
 複雑で必ずもうかる保証はな
 く、投資した以上の損失が生じ
 る危険性も大きく、財産を失つ
 たケースもあります。仕組みが
 理解できない人や投資経験がな
 い人は、注意しましょう。

消費生活相談室

☎0848(6)6410

とき 3日(木)・4日(金)
 を除く月~金曜日
 10時~12時、13時~
 16時

ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談
 18日(金)10時~12時

大和人権文化センター

問い合わせ先 商工振興課

☎0848(6)6072
 ☎848(6)4103

女性の人権ホットライン
 子どもの人権110番

☎0570・070・810
 ☎0120・007・110

いずれも3日(木)・4日(金)を除く、
 月~金曜日 8時30分~17時15分